

京都市消防局訓令乙第1号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局通信規程の一部を次のように改正する。

平成28年5月30日

京都市消防局長 杉本 栄一

第16条第3項中「防災相互波」の右に「(400MHz帯)」を加え、「アナログ無線」を「防災相互通信用無線」に、「第5チャンネル」を「防災相互波(150MHz帯)」に改める。

別表第4チャンネル(チャンネルグループに含まれるものを除く。)署活系無線の項中「防災相互波」の右に「(400MHz帯)」を加え、同表中

「

アナログ無線	第5チャンネル
--------	---------

」を「

防災相互通信用無線	防災相互波(150MHz帯)
-----------	----------------

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

(消防局安全救急部情報通信課)